

# 令和8年度大阪府・市町村社会福祉 法人・施設等指導監査合同説明会

(社会福祉充実計画について)



## ○社会福祉充実計画とは

- 改正社会福祉法（昭和26年法律第45号）第55条の2の規定に基づき、平成29年4月1日以降、社会福祉法人は、毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産（以下「社会福祉充実残額」）を算定しなければなりません。
- 社会福祉充実残額が生じる場合、法人は、社会福祉充実計画を策定し、計画に従って社会福祉充実事業を実施しなければなりません。これは、社会福祉充実残額が主として税金や保険料といった公費を原資とするものであることから、法人がその貴重な財産を地域住民に改めて還元するのみならず、その用途について、国民への法人の説明責任強化のために行うものになります。

# ○社会福祉充実残額の使途

- 社会福祉充実計画に盛り込むべき社会福祉充実残額の使途については、法人において、①～③の順に検討を行い、既存事業の充実又は新規事業の実施（例：職員の処遇改善、新規人材の雇入れ、建物の建替等）に係る費用に活用すべきこととされています。

## ①社会福祉事業

## ②地域公益事業（注1）

## ③公益事業

（注1）地域公益事業とは、社会福祉充実財産を活用して行う事業であって、公益事業のうち、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対し、無料又は低額な料金で行う福祉サービスをいいます。

※社会福祉充実計画を策定する必要がある法人は、毎会計年度終了後3か月以内（6月30日まで）に計算書類等と併せて所轄庁へ承認申請する必要があります。

※社会福祉充実計画は、承認申請時点における将来の社会福祉充実残額の使途を明らかにする趣旨のものであることから、社会福祉充実残額の増減のみを理由に計画変更を行うことは要しないとされていますが、計画上の社会福祉充実残額と、毎会計年度における社会福祉充実残額に大幅な乖離が生じた場合には、再投下可能な事業費にも大きな影響を及ぼすことから、原則として社会福祉充実計画の変更を行うこととされています。変更承認申請の際は、所轄庁へ連絡下さい。



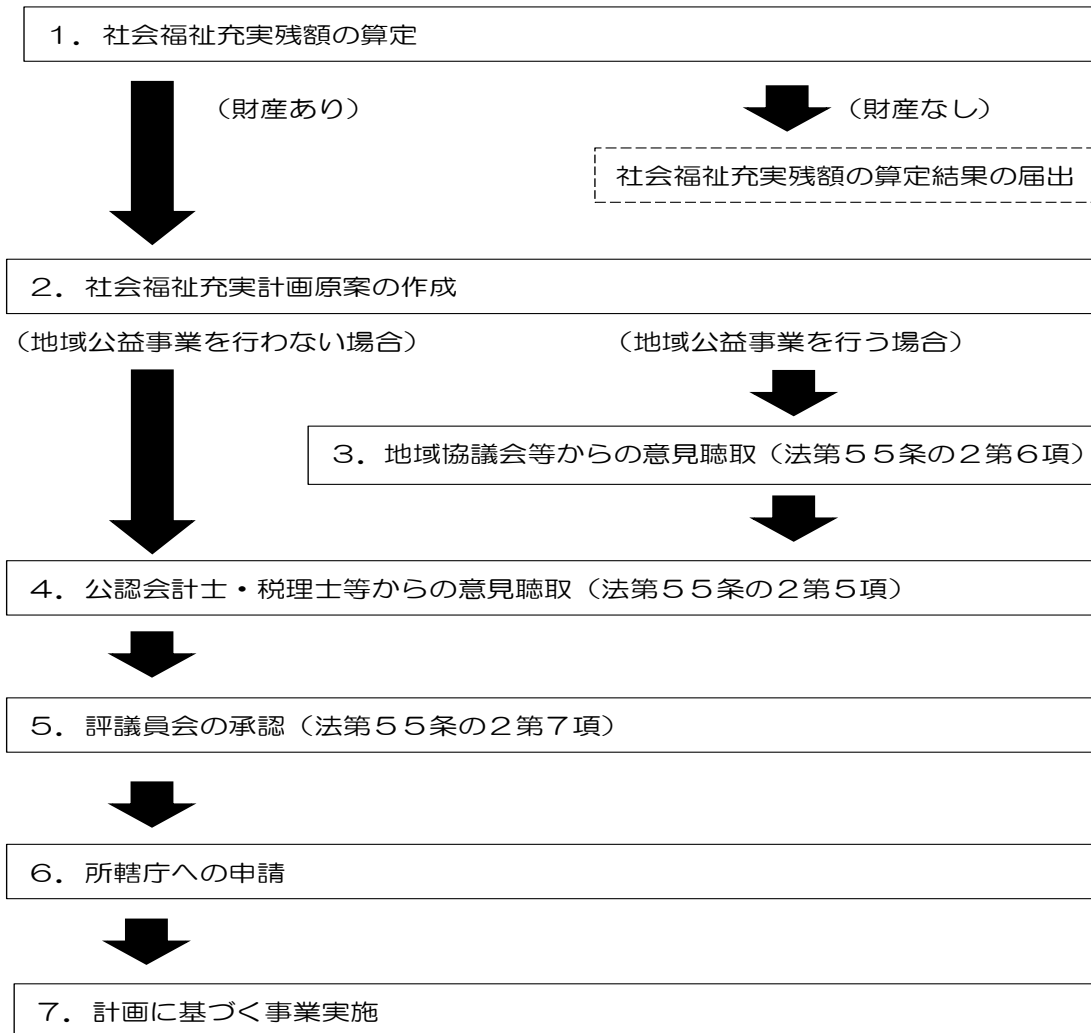
## ○社会福祉充実計画の実施期間

- 原則5年以内（社会福祉充実残額を算定した会計年度の翌年度から5年以内）  
ただし、次に掲げるような合理的な理由があると認められる場合は、当該理由を計画に記載した上で、その実施期間を10年以内とすることができる（合理的な理由があっても、最大で10年）
  - ①社会福祉充実残額の規模からして、5か年度の計画実施期間内に費消することが合理的でない場合
  - ②5か年度の計画実施期間経過後に事業拡大や既存建物の建替を行うなど、5か年の計画実施期間経過後に社会福祉充実残額の用途につき、明確な事業計画が決まっている場合
- 社会福祉充実計画を策定した法人は計画に従って、事業を実施します。
- 社会福祉充実計画の実施期間の満了により、所轄庁による承認の効力は失効します。  
実施期間の満了する会計年度の決算で、社会福祉充実残額が生じた場合は、改めて翌年度以降を実施期間とする社会福祉充実計画を策定し、所轄庁へ承認申請が必要です。



# ○社会福祉充実計画策定の手続き

- 社会福祉充実計画は、原則として、次の流れに沿って策定します。



※既存事業の場合、充実計画によって、利用者等にとって+αの効果があることが分かるよう計画作成をお願いします。

「社会福祉充実計画の承認等に関する国Q&A」

Q 法人が既に実施している事業を社会福祉充実計画に基づく社会福祉充実に振り替えることは可能か。

A. 社会福祉充実計画に基づく社会福祉充実に資するものから、地域の福祉ニーズを踏まえた上で、対象者や事業内容の充実を図るなど、既存事業の見直しを行った上で、これを社会福祉充実に実施することは可能である。



# ○社会福祉充実残額の算定式

- ・ 社会福祉充実残額については、貸借対照表等の財務諸表を用いて、全ての社会福祉法人が公平かつ簡素に算定することができるよう、以下の算定式が定められています。

(算定式)

社会福祉充実残額 = ①「活用可能な財産」 - (②「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」 + ③「再取得に必要な財産」 + ④「必要な運転資金」)

①活用可能な財産 = 資産 - 負債 - 基本金 - 国庫補助金等特別積立金

②「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」 = 財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸借対照表価額の合計額〇円 - 対応基本金〇円 - 国庫補助金等特別積立金〇円 - 対応負債〇円

③「再取得に必要な財産」 =

【ア 将来の建替に必要な費用】

(建物に係る減価償却累計額〇円 × 建設単価等上昇率) × 一般的な自己資金比率 (%)

【イ 建替までの間の大規模修繕に必要な費用】

+ (建物に係る減価償却累計額〇円 × 一般的な大規模修繕費用割合 (%)) - 過去の大規模修繕に係る実績額〇円

【ウ 設備・車両等の更新に必要な費用】

+ 減価償却の対象となる建物以外の固定資産 (②において財産目録で特定したものに限り。) に係る減価償却累計額の合計額〇円

④「必要な運転資金」 = 年間事業活動支出の3月分〇円

